

平成 19 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ツルヤ靴店
代 表 者 の
役 職 名 代表取締役社長 服部 博幸
(コード番号： 2686 名証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 二村 克彦
電 話 番 号 052-732-7789

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 19 年 4 月 16 日開催予定の当社第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の機動的な資金調達確保に備えるため、現行定款第 5 条に定める「株式の総数」を、現行の 14,080,000 株から 27,000,000 株に変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機 関)を新設するものであります。また、会計監査人については他の機関の規定に合わせ、変更案「第 6 章 会計監査人」として章を新設するものであります。
 - ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主様へ適切な情報提供ができるよう、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ④ 株主総会における議決権の行使について、代理人による場合の内容を明確にするため所要の変更を行うものであります。(変更案第 17 条)
 - ⑤ 必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 24 条(取締役会の決議方法)の第 2 項に取締役会の書面決議を新設するものであります。

⑥ 取締役及び監査役が職務執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できるよう、並びに独立性の高い人材を確保することができるよう社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる規定として、変更案第 27 条（取締役の責任免除）及び変更案第 35 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、変更案第 27 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(3) その他、上記各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 4 月 16 日（月）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 4 月 16 日（月）

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>14,080,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(2) 監査役</p> <p style="text-align: center;">(3) 監査役会</p> <p style="text-align: center;">(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>27,000,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、500株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(基準日)	(削 除)
<p>第7条 当社は、毎年1月20日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
<p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務はこれを名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
<p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</p>	<p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第10条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の</u>規定により取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受ける</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日</u>の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第11条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定</u>により取締役会の決議によって市場取引等により<u>自己の株式を取得する</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年1月20日</u>の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日</u>は、<u>毎年1月20日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することのできる</u>株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することのできる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任の方法)</p>	<p>(取締役の選任の方法)</p>
<p>第16条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第19条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することのできる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、<u>その他の取締役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、<u>その他の取締役の任期の満了する時まで</u>とする。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および<u>各</u>監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. 取締役会<u>の</u>決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会<u>は、その</u>決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができ</u>る取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(顧問および相談役)</p> <p>第22条 取締役会<u>の</u>決議により、顧問および相談役を置くことができる。</p>	<p>(顧問および相談役)</p> <p>第25条 取締役会<u>は、その</u>決議により、顧問および相談役を置くことができる。</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議により定める。</p>
	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第25条 監査役の選任決議は、株主総会において<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠によって選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役は、<u>互選</u>により常勤の監査役を定め<u>る</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第29条 監査役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することのできる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠によって選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>その決議</u>により常勤の監査役を<u>選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
	<p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任の方法)</p>
	<p>第 36 条 <u>会計監査人は、株式総会において選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年1月21日から翌年1月20日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎年1月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年7月20日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されな いときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年1月21日から翌年1月20日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月20日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年7月20日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されな いときは、当社はその支払義務を免れる。</p>